

青少年を 護りまよう

局少年婦人省労



1950.5 NO.17

- 1、年少者が労働者として働ける年令は………
十五才にならない年少者は、原則的には人に使われて働くことはできません。
しかし次のような例外があります。
イ、十二才から十五才までの年少者は、学校の時間外に、例えば農業、林業、畜産、水産などの手傳や、或いは商店、銀行、病院、事務所などの年少者に害とならないような軽い仕事は、最寄りの労働基準監督署長の許可を受けて働くことができます。
ロ、十二才にならない年少者でも、映画や芝居の子役のような仕事には学校の時間外に働くことができます。
- 2、年少者が働く場合には、次のような証明書が必要です。
イ、十八才にならない年少者が働く場合は、その年令を証明する戸籍証明書が必要です。
ロ、十五才にならない年少者は、「就業許可申請書」に雇主から仕事の種類、賃金、労働時間などを記入してもらい、又就学に差支えないという学校長の証明と、親又は後見人から働いてもよろしいということを書込んでもらって、親か後見人と一緒に最寄りの監督署に持って行き、許可を得て「使用許可証明書」を発行して貰ってから働けるのです。
- 3、年少者の労働時間と休日、休憩、
イ、十五歳から十八歳までの者は、一週一日の休日の原則がまもられ、成年者と同じように一日八時間、一週四十八時間の労働時間とし、例外が認められません。しかし一週間に四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に縮めた場合は、他の日の働く時間を十時間まで延ばすこともできます。なお働く時間六時間につき四十五分、八時間につき一時間の休憩時間はどうしても必要です。
ロ、十五歳未満の者の労働時間は、一日七時間、一週四十二時間以内で、これには学校の勉強する時間を計算に加えないければなりません。例えば、授業時間が休憩時間を除き五時間あれば、残りの二時間しか働けないことになります。
- 4、深夜業は禁止されています。
イ、十八歳にならない者は、午後十時から午前五時までの間は働きません。しかし交替で働く十六歳以上の男子だけは差支えありません。
ロ、労働大臣が必要と認めた時は、特別の地方と時期について、右の時間を午後十一時から午前六時までとすることがあります。
ハ、交替で働く仕事については、労働基準監督署長の許可を受けて、深夜業が午後十時から午前五時まで禁止されていても、午後十時半まで働かせることができます。又午後十一時より午前五時まで禁止されていても、午前五時半から働かせることができます。
ニ、次のような場合に限り、特別に深夜でも働くことができます。
a、災害などで臨時に必要な場合は監督署長の許可を受けて深夜働けます。
b、農業、林業、畜産、水産の仕事、病院、電話の等仕事は、夜働けないと困る場合が多いので、深夜業につけることになっています。
ホ、十五歳にならない年少者の深夜業禁止の時刻は午後八時から午前五時まで、特別な地方と時期については午後九時から午前六時までです。
- 5、年少者は危険有害な仕事には就いてはいけません。
イ、年少者は安全、衛生、福祉の面から危険な仕事や、又重いものを取扱う仕事には就いてはいけません。例えば、運轉中の機械の掃除や、検査や修繕、動力で動く起重機の運轉、毒薬、劇薬等を使う仕事、燃えやすいものを使う仕事、ひどいゴミや粉末を飛び散らす仕事、或いは酒類醸造、酒席に侍することなど五項目と、曲馬、かるわ、路上における歌謡、遊藝、旅館、料理、飲食店などはいけません。
ロ、たゞ年少者が、特別な技能を必要とする熟練工になることができるために、労働基準監督署長の認可を受けると、その一部の危険有害な仕事につくことが認められます。但し、徒弟、見習、養成工といった名称で、年少者を酷使したり、技能の習得を目的とする年少者を仕事に関係のない子守り、ふき掃除のような家事、雑事に使つてはいけません。
- 6、年少者は炭坑や鉱山の坑内では働いてはいけません。
7、年少者が働く契約を結ぶこと等について特別の定めがあります。
イ、親又は後見人でも、未成年者に代つて仕事の契約をとりきめてはいけません。契約は年少者が自分の意見で結ぶのです。しかしそれが年少者に不利であるような場合は、親又は後見人或いは労働基準監督署長は、これを止めることができます。未成年者でも独りで賃金を請求できます。
ロ、親又は後見人が代つて賃金を受取るようなことはいけません。
ハ、年少者がやめさせられた日から十四日以内に歸郷するときは、年少者の手落等でやめさせられた場合を除き、使用者が必要の旅費を支拂わなければならないことになっています。
ニ、繊維工場などに多くみられる年少労働者の寄宿生活をしているところでは、寄宿労働者は、使用者から私生活の自由を侵されたり寄宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉されることはなく、又寄宿舎の施設については、規定に従つて安全、衛生のための措置を講じてもらうことができます。
以上で働く年少者を保護する必要と保護に関する規定のあらましを説明しましたが、お互にこの労働基準法の規定をよくまもり、年少者が公正な労働条件のもとで明るく楽しく働けるように致しましょう。
なお、詳しいことをお聞きになりたい方は、近くの労働基準監督署、労働基準局又は婦人少年局地方職員室へご相談下さい。



働く年少者を護りましょう

一、年少労働者はなぜ保護されねばならないか

現代の社会では、働く年少者の数が非常にふえてきました。それは産業技術と分業の発達によつて生産の過程が單純化されて、年少者でも充分に仕事ができるようになったこと、社会事情が家計補助のために早くから年少者の働くことを余儀なくさせるようになったこと、に原因していると思われます。

ところが職場の中には、心身ともに未熟でまだ成長の途上にある年少者にとつて、安全・衛生或いは教育・福祉などの上から、特に危険有害な仕事もあるので、これらの仕事につけないようにしたり、成人労働者なみの労働時間では無理なので、それに制限を加えたりなどして、年少労働者の心身の成長と健康とを保護しなければならなくなつてきました。

こゝろみに研究の結果をみると、日本人の身体は、身長も胸囲も体重も、男子は十才から十四才、女子は九才から十三才までに急速に増加し、さらに男子は十八才、女子は十七才あたりまでが最も著しい発達をする時期なのです。精神の発達についても、また人格の形成についても、同様なことがいえるわけです。

この心身の成長に最も重要な時期にある年少労働者を、無制限に有害な仕事につけたり、長時間働かせたりしたならばどうなるでしょうか？ 心身の成長のために内部の力の大部分を費さねばならない大切な年令時に過度に労働するときは、心身の健康は著しく害され、またその成長は著しく妨げられるものです。そればかりでなく、未熟な心身に負わされる無理な労働は、年少者を疲労に陥れ、また間違ひを起し易くし、そのために生産能率を低下したり、産業災害を増したりなど、かえつて産業上の損失をもまねくものです。これらのこともまた研究の結果に、はつきりと表われていることです。

今日の年少労働者は明日の熟練労働者として、また中堅社会人として、將來の産業興隆と社会発展の基柱となるものです。年少労働者の心身を消耗し健全な成長を妨げることとは、將來の労働力の培養や健全な社会人の育成という立場から考えても放置できないことです。

参考までに左の表をご覧下さい。

